

観音寺市告示第256号

観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月28日

観音寺市長 佐伯明浩

観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、燃料価格の高騰が、本市の公衆浴場の経営をひっ迫させている状況に鑑み、重油等燃料の購入経費を支援することにより、公衆浴場の経営の安定を図り、地域住民の公衆衛生基盤を確保するため、予算の範囲内において、観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一般公衆浴場」とは、令和4年12月1日（以下「基準日」という。）において、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業許可を受け、かつ、入浴料金について、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の統制額の指定を受けている公衆浴場をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基準日以前から、観音寺市内において、一般公衆浴場を経営している者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、基準日の属する年度（以下「基準年度」という。）の翌年度以降も、一般公衆浴場を継続して経営する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 年度の途中において特別の理由がなく休業、廃業又は種別変更した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付することが適当でないとする者
(交付対象)

第4条 支援金の交付の対象（以下「交付対象」という。）となる燃料費は、基準年度の4月1日から翌年2月末日までの間で、一般公衆浴場で使用している燃料のうち、別表に定める区分のいずれかに該当するものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象に応じ、別表に定める支援単価に基準年度における燃料の購入実績量を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計とする。ただし、当該額の合計が30万円を超える場合は、30万円を支援金の額とする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、令和5年3月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 購入実績を確認することのできる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の適否を決定し、その結果を観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金交付可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとし、適当と認めるときは、その申請者に対し、支援金を交付するものとする。

2 市長は、申請書の審査等において疑義等が生じたときは申請者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができ、また、指摘事項があるときは市長は申請者に通知をしてその補正を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、申請内容が交付の要件に該当しないと認めるときは、決定通知書に理由を付して、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたと認めるときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条、第5条関係）

区分	支援単価（円）
A重油	43円/ℓ
LPガス	144円/m ³

年 月 日

観音寺市長 宛て

申請者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者の氏名

観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

次のとおり観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定により、関係書類を添えて、裏面の宣誓について同意の上、申請（請求）します。

1 支援金申請額 _____ 円

支援金算定式（購入実績量×支援単価）		
A 重油	_____ ℓ × 43 円	_____ 円
L P ガス	_____ m ³ × 144 円	_____ 円
合 計		_____ 円

※支援金の額は、要綱第 5 条に定める額を限度とする。

2 支援金振込先（申請者名義のもの）

金融機関名		支 店 名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

※振込先の口座は申請者御本人（法人の場合は当該法人）の口座に限ります。

(裏面)

3 宣誓（確認の上、□にチェックを入れてください。）

- 支援金の申請にあたり、次の記載の全ての事項について宣誓いたします。
この宣誓が虚偽であること又はこの宣誓、同意に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。
- 申請内容に偽りや不正はありません。また、申請内容に偽りや不正があった場合や、年度の途中において特別の理由がなく休業、廃業又は種別変更した場合には、本申請を取り下げ、支援金の交付後にこれらのことが発覚した場合は全額返還いたします。
- 交付要件の確認のために必要があるときは、市が保有している個人情報を利用することについて同意します。
- 支援金の交付に関する事項について市長及び市監査委員から求めがあったときは速やかに報告します。
- 申請日以前から継続して公衆浴場を経営しており、申請日の属する年度の翌年度以降も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組みながら、公衆浴場を継続して経営する意思があります。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。

【添付書類】

- ①別紙「燃料購入実績表」
- ②購入実績を確認することのできる書類の写し
- ③振込口座の通帳の写し
(カタカナでの名義、口座番号等が記載されている部分)

※申請情報の取扱いについて

この申請に係る申請者の情報は厳格に保管し、支援金交付以外の目的には使用しません。

別紙

燃料購入実績表

公衆浴場名：

購入月	燃料購入実績量	
	A重油 (ℓ)	L P ガス (m ³)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		

第 号
年 月 日

様

観音寺市長



観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金の交付について、次のとおり決定したので、観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付します。

支援金の額 金 _____ 円

2 交付しません。

【理由】